

第 24 回 士別市農業委員会総会議事録

令和 8 年 5 月 27 日

士 別 市 農 業 委 員 会

第 24 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 5 月 27 日（水曜日）

午後 1 時 30 分開会

午後 2 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

日程第 1	報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について
日程第 2	報告第 2 号	賃貸借契約の解約について
日程第 3	報告第 3 号	農地所有適格法人の要件確認について
日程第 4	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について
日程第 5	議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 7	議案第 4 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について
日程第 8	議案第 5 号	令和 7 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について
日程第 9	議案第 6 号	令和 7 年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について

出席委員（19 名）

1 番	工 藤 修 一 君	3 番	寺 崎 徳 仁 君
5 番	酒 井 直 樹 君	6 番	鈴 木 茂 樹 君
7 番	古 市 光 敬 君	9 番	鈴 木 淳 一 君
10 番	阿 部 秀 範 君	11 番	渡 辺 亨 君
13 番	山 下 篤 君	15 番	柳 眞由美 君
16 番	松 井 薫 君	18 番	古 川 昇 君
19 番	大 崎 陽 司 君	21 番	十 河 謙 一 君
22 番	栗 本 勝 君	24 番	櫻 田 三 央 君
25 番	齊 藤 哲 郎 君	26 番	新 田 康 仁 君
27 番	上 野 浩 二 君		

出席説明員（4 名）

事務局長	林 秀 忠 君
副 長	大 懸 保 司 君

主任主事 松本 奨 悟 君
主 事 井 口 絢 美 君

4. 会議の概要

(午後 1 時 30 分 開会)

●議長（上野浩二君）

第 24 回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は 19 名であります。
定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、5 番 酒井直樹委員、6 番 鈴木茂樹委員を指名いたします。
ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてありますが「中山委員」「木下委員」「鈴木庄一郎委員」「梅津委員」「本間委員」「森野委員」「安念委員」「永峯委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（上野浩二君） それでは、これより議事に入ります。 日程第 1、報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（井口絢美君） 農地法第 3 条の 3 の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号 1 番、相続人、●●●●●

以上で報告を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件について十河委員の発言はご遠慮願います。
ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、報告第 1 号は終了いたします。

●議長（上野浩二君） 次に、日程第 2、報告第 2 号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（松本奨悟君） 農地法第 18 条第 6 項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●

番号2番、貸人、●●●●、借人、●●●●

番号3番、貸人、●●●●、借人、●●●●

以上3件より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

- 議長（上野浩二君） 質疑に入ります。なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号3番について渡辺委員の発言はご遠慮願います。
ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

-
- 議長（上野浩二君） 次に、日程第3、報告第3号 農地所有適格法人の要件確認について事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（大懸保司君） 農地法第2条第3項の規定に基づく農地所有適格法人要件について、
●●●●株式会社より権利取得の申し出があり、確認をしたので、その結果を報告をいたします。

申出があった法人、●●●●株式会社、代表取締役 ●●●●、構成員●名、主業種、農業とする法人です。

申出があった法人、●●●●株式会社、代表取締役 ●●●●、構成員●名、主業種、農業とする法人です。

いずれの法人につきまして、農地所有適格法人としての要件であります形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の5つの要件を全てを満たしています。
以上で報告を終わります。

- 議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

-
- 議長（上野浩二君） 次に、日程第4、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（大懸保司君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、公簿、田、現況、原野、面積6,396㎡、証明の必要理由、地目変更登記。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、上士別町、地番、1●●●●、地目、公簿、畑、現況、山林、面積5,928㎡、証明の必要理由、地目変更登記。

番号3番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●● 外3筆、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積411㎡、証明の必要理由、地目変更登記。

番号4番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積22㎡、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。

いずれの案件につきましても、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地として利用されている土地です。

現地確認につきましては、調査内容欄に記載のとおり、実施しております。

以上で説明を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（上野浩二君） 次に、日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（大懸保司君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利移転等許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、畑、面積1,429㎡、契約の内容は贈与であり、譲り受けて経営基盤の安定を図るものです。

番号2番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●● 外35筆、地目、田・畑、面積210,662㎡、契約の内容は贈与です。

番号3番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●● 外69筆、地目、田・畑、面積419,011㎡、契約の内容は賃貸借であり、使用貸借契約を解約し、法人の代表から農地を借り受けるものです。

番号4番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●● 外29筆、地目、田・畑、面積252,409.71㎡、契約の内容は賃貸借であり、法人新設に伴い農地を借り

受けるものです。

番号5番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町、地番、●●●● 外64筆、地目、田・畑、面積511,857㎡、契約の内容は賃貸借であり、法人新設に伴い農地を借り受けるものです。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

●議長（上野浩二君） 次に、日程第6、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（大懸保司君） 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、武徳町、地番●●●●、地目、田、転用面積8,628㎡、農業用資材置き場・車両置き場造成のための転用であり、作業機置き場 1,720㎡、トラック・トラクター駐車場 1,630㎡、農家住宅建設のための転用であり、通路等 4,586㎡ ほか合わせまして 合計 8,628㎡の計画となっています。

なお、契約内容は賃貸借となっております。

本案件につきましては、3,000㎡以上の転用のため、農地法第5条第3項の規定に基づき、北海道農業会議の意見聴取を行い、意見聴取の結果「許可相当」の回答があった場合に、許可書の交付を行うものとします。

以上で説明を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

●議長（上野浩二君） 次に、日程第7、議案第4号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（松本奨悟君） 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、北海道農業公社に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨を要請するため、促進計画案について審議し、案のとおり認可申請されれば即日公告できるよう決定を求めます。

まず、番号1番から番号6番は農地売買等事業による即売り案件です。

番号1番、2番、所在、西士別町、地番、●●●● 外19筆、地目、畑、用悪水路、面積112,485㎡、対価、反当り、畑●●円、用悪水路●●円で●●円。

番号3番、4番、所在、多寄町、地番、●●●● 外1筆、地目、田・畑、面積9,928㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円。

番号5番、6番、所在、朝日町南朝日、地番、●●●● 外11筆、地目、畑、面積53,406.75㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円。

続きまして、番号7番から番号13番は農地売買等事業による貸付タイプの公社からの買い入れ案件です。

番号7番、所在、下士別町、地番、●●●● 外7筆、地目、田、面積72,626㎡、対価、反当り、田●●円で●●円。

番号8番、所在、中士別町、地番、●●●● 外41筆、地目、田・畑・用悪水路、面積162,565.04㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路4●●円で●●円。

番号9番、所在、中士別町、地番、●●●● 外2筆、地目、田、面積23,852㎡、対価、反当り、田●●円で●●円。

番号10番、所在、中士別町、地番、●●●● 外24筆、地目、田・畑、面積154,787㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円。

番号11番、所在、川西町、地番、●●●● 外2筆、地目、畑、面積63,009㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円。

番号12番、所在、多寄町、地番、●●●● 外4筆、地目、田・畑・用悪水路、面積67,921㎡、対価、反当り、田●●、畑●●円で●●円。

番号13番、所在、多寄町、地番、●●●● 外1筆、地目、田、面積9,671㎡、対価、反

当り、田●●円で●●円。

続きまして、番号１４番から番号２５番は農地中間管理事業による賃貸借であります。

番号１４番、１５番、所在、中士別町、地番、●●●● 外４筆、地目、田、面積 12,825 m²、対価、反当り、田●●円で●●円。

番号１６番、１７番、所在、中士別町、地番、●●●● 外１筆、地目、田、面積 1,088 m²、対価、反当り、田●●円で●●円。

番号１８番、１９番、所在、上士別町、地番、●●●● 外２筆、地目、畑、面積 23,714.98 m²、対価、反当り、畑●●円で●●円。

番号２０番、２１番、所在、朝日町南朝日、地番、●●●● 外 25 筆、地目、田・畑、面積 71,307.91 m²、対価、反当り、田●●、畑●●円で●●円。

番号２２番、２３番、所在、朝日町茂志利、地番、●●●● 外 5 筆、地目、畑、面積 60,391 m²、対価、反当り、畑●●円で●●円。

番号２４番、２５番、所在、朝日町茂志利、地番、●●●● 外 5 筆、地目、畑、面積 44,213 m²、対価、反当り、畑●●円で●●円。

以上、２５件の案件についてご審議のほどお願い申し上げます。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

●議長（上野浩二君） 次に、日程第８、議案第５号「令和７年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（井口絢美君） 議案第５号、令和７年度推進委員等の最適化活動の点検・評価についてご説明申し上げます。

本点検・評価につきましては、（農林水産省経営局長通知）「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、各農業委員ごとの活動実施状況と成果目標の達成状況を総会で点検・評価するものです。

別紙様式3の「2 農業委員会による点検・評価」についてご審議をお願いします。

“全体としての評語”については、国の基準で採点し記入されます。

本委員会は『目標を下回る結果となった』が26人、『目標に対して期待どおりの結果が得られた』が1人となっています。

国の基準で評価すると、毎月6日以上活動記録簿の提出がなければ、農地集積で目標どおり成果を上げても国の評価は低くなります。

以上から 各委員に対する「総会で出された意見」については、全員「農地集積等で成果は上がっているが、活動日数の評価が低い」を案として記載しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

●議長（上野浩二君） 次に、日程第9、議案第6号「令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について」事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（井口絢美君） 議案第6号、令和7年度農業委員会の最適化活動の点検・評価についてご説明いたします。

本点検・評価につきましては、（農林水産省経営局長通知）「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき実施するものです。

別紙様式5「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の農業委員会の点検結果についてご審議をお願いします。

2ページ、「農地の集積」目標に対する達成状況99.9%、「農業委員会の点検結果」については「目標に対して期待どおりの結果が得られた」。

3ページ、「遊休農地の発生防止・解消」についての今年度の目標に対する達成状況56.6.7%、農業委員会の点検結果については、「目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」。

4ページ、「新規参入の促進」目標に対する達成状況46.8%、農業委員会の点検結果については、「目標に対して期待を下回る結果となった」。

以上で提案します。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

●議長（上野浩二君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第 24 回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後 2 時 00 分 閉会）